

平成25年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成25年3月28日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 松 本 實
同職務代理 杉 浦 容 子
委 員 佐 藤 昭
委 員 面 田 博 子
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・地域教育課長	小曾根 豊	・生涯学習課長	今井 英敬
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	橋本 幸夫

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 松 本 實 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 松 本 實 委員 杉 浦 容 子 委員 塩 澤 雄 一

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまから、平成25年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、杉浦委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第18号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第18号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、スクールソーシャルワーカー等の報酬額を改めるほか、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表になっております。

まず、別表第1でございます。これは、報酬額を規定した表でございますけれども、スクールソーシャルワーカーにつきましては、日額1万6,000円を1万9,300円に、学校図書館支援指導員につきましては、これは時間額でございますけれども、980円を1,000円に、図書館員につきましては、月額15万7,700円を15万8,300円に、図書館専門員につきましては、月額16万8,400円を16万9,600円にするものでございます。

続きまして、別表第2でございます。これは、加算額について規定した表でございます。あらかじめ割り振られた勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときの加算額でございますけれども、図書館員につきましては、勤務1時間につき313円を314円に、図書館専門員につきましては、334円を337円にするものでございます。それから、12月31日から翌年1月3日までの日において勤務したときでございますけれども、図書館員につきましては、勤務1時間につき1,690円を1,697円に、図書館専門員につきましては、1,805円を1,818円にするものでございます。

なお、これは平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

面田委員。

○面田委員 今、学校の中では、いじめや不登校、数々の子どもたちの問題に対応するという意味で、スクールソーシャルワーカーの存在というのがとても重要だと思っております。ここでその報酬額が上がるということは、いい人材をお願いできることになるのかなと思って、と

てもいいなと思いました。ぜひ葛飾区でいい人材に活躍していただけるようお願いしたいところでは。

○委員長 その他ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第18号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第19号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第19号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、個人情報の保護に関する事務を主管する課の変更に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表となっております。

教育委員会が管理する個人情報の写しの作成に関することにつきましては、これまで政策経営部情報システム課の職員に補助執行させておりましたが、今後は総務部総務課の職員に変更するというものでございます。

なお、これにつきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第19号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決いたします。

議案第20号「教育委員会事務局職員の人事異動について」、上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私のほうから、「教育委員会事務局職員の人事異動について」、ご説

明申し上げます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

まず、部長級でございます。教育委員会事務局学校教育担当部長・平沢安正でございます。教育委員会事務局参事・田口浩信でございます。

続きまして、統括課長級でございます。事務局庶務課長につきましては、教育委員会事務局参事・田口浩信の事務取扱でございます。

課長級の異動でございます。教育委員会事務局施設課長につきましては伊藤日出夫、教育委員会事務局学務課長につきましては石合一成、教育委員会事務局スポーツ課長については竹嶋和也でございます。

裏面につきましては、転出者でございます。以下のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、お諮りいたします。

議案第20号「教育委員会事務局職員の人事異動について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第20号「教育委員会事務局職員の人事異動について」は、原案のとおり可決することにいたします。

議案第21号「異議申立てに対する決定について」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、議案第21号「異議申立てに対する決定について」、ご審議をいただきます。

提案理由でございますが、保有個人情報閲覧等の請求に対する拒否処分についての異議申し立てに対して、行政不服審査会第47条の規定に基づき決定をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

それでは、次の「決定」という資料等をごらんください。

まず、1ページでございます。今回の異議申立人につきましては記載のとおりでございます。異議申立人が平成24年10月31日付で提起いたしました保有個人情報閲覧等を否とする決定処分——こちらは葛飾区の指導室のほうで1730号として、それにつきましてはの異議申し立て、さらには、平成24年10月31日付で提起いたしました保有個人情報閲覧等を否とする決定処分1731号でございますが、それについての異議申し立てがなされたものでございます。そして、それに

つきましては次のとおり決定するものでございます。

主文は、第1730号に係る異議申し立て及び第1731号に係る異議申し立てを棄却するというものでございます。

理由について簡単にご説明させていただきます。

まず、異議申し立ての趣旨でございます。1730号による処分及び1731号による処分について、その取り消しを求めるというものでございました。その理由につきましては、まず、異議申立人が、平成24年10月4日、葛飾区教育委員会に対しまして、葛飾区情報公開条例に基づいて平成23年度金町中学校でのスクールカウンセラーと異議申立人ほかとの面談記録ほかの保有個人情報閲覧等情報公開を請求しました。

それに対しまして葛飾区教育委員会は、平成24年10月25日、先ほどの請求に対しまして否の決定を行いました。そして、平成24年10月4日付で申立人が申請をした際に内容を確認しなかったことにより、異議申立人が申請を依頼した内容と異なる情報が開示され、中には、請求済みで既に開示された情報までもが再度開示されたと異議申立人は言っております。

2ページの(4)になりますが、平成23年7月当時、当時の平沢教育委員会指導室長が金町中学校のいじめ等についての話し合いは、申立人の子どもの体調を第一優先とするために一時中止するという事を異議申立人に対して申し入れてきたので、異議申立人はそれを了承した。金町中学校側も、当時の状況では話し合いができないことを十分に承知していた。公文書でないという理由で記録を処分したことは証拠隠滅であるという異議申立人からの理由でございました。

こちらにつきまして、私たち教育委員会の認定事実でございます。

まず、1730号につきましては、平成24年10月19日に申立人に対しまして、教育委員会では金町中学校スクールカウンセラー日誌、平成23年度の複写を交付しようとしたしましたが、申立人は、請求情報と異なることを理由に受け取り拒否をされました。そして、同日、さらに補正を加えまして、スクールカウンセラーが個別の相談記録をつけたノートなどの複写を請求したものでございます。

委員会といたしましては、平成24年10月25日に、対象文書に関する複写につきまして、これにつきましては不存在でございましたので、それを理由といたしまして否と決定したものを申立人に交付いたしました。それに対して申立人は不服ということで、平成24年10月31日に異議申し立てをしたということでございます。

第3以降、審査会のご判断が書かれております。4ページ目にまいりますけれども、審査会としては、結論といたしましては、教育委員会が対象情報の不存在を理由として複写について否とした本件処分は妥当であるという審査をいただいたところでございます。

さらに、この審査をいただいた後、教育委員会としてのこの異議申し立てに対する判断でございます。5ページの中ほどになりますが、申立人は、スクールカウンセラーが個別の相談記録をつけたノートの閲覧等を請求しているところでもございました。しかしながら、このカウンセラーは東京都非常勤職員として金町中学校に週2日勤務しており、当該ノートにつきましては、スクールカウンセラー個人が学校長等への報告義務遂行のために作成し、携帯し、所持していたものでございます。カウンセラーは、勤務中には、金町中学校スクールカウンセラー日誌を作成するとともに学校長等に報告しており、金町中学校が公文書として管理しているのはこの金町中学校スクールカウンセラー日誌のみでございます。したがって、当該のノートにつきましては、スクールカウンセラーが学校長等への報告義務に役立てた時点で公文書としての保存義務がないと思われ、それを廃棄したとしても何ら不自然な点はございません。

さらに、スクールカウンセラーが報告義務のために作成した個人的な面談ノートを、組織として共有情報としての実質を備えた状態とも、職務上必要なものとして利用または保存された状態とも判断することはできない。したがって、私たちが、当該ノートにつきましては公文書として保存の義務もないため、もう既にカウンセラーに廃棄されており、不存在であるということについて異議申し立人に対して行ったことについては、違法または不当ではないというふうに判断しております。

そこで、審査会の答申を尊重させていただきまして、主文のとおり、まず1730号については異議申し立てを棄却するというようにさせていただきます。

もう一点、1731号に係る異議申し立てについてでございます。こちらにつきましても、申立人は平成24年10月4日に教育委員会宛てに、平成23年5月4日、金町中学校において起きた傷害事件、申立人のお子さんに対するバスケット部顧問の対応等に関する全調査結果報告書の複写を請求してまいりました。24年10月19日に教育委員会が申立人に対しまして事故発生報告についての複写を交付しようとしたしましたが、申立人は、これについてはもう既に開示されている情報であり、請求情報とは異なることを理由といたしまして受け取りを拒否されております。

そしてさらに、申立人のほうは、高橋教諭が聞き取りをした傷害事件記録の追加をいたしまして、こちらの文書について複写請求をしたものでございます。こちらにつきまして、平成24年10月25日、対象文書に関する複写につきまして、こちらが公文書として管理されていないことから、不存在であることを理由といたしまして、否という決定を申立人に交付しております。しかしながら、申立人はこれを不服として、本件処分を取り消しを求めまして、平成24年10月31日、異議申し立てをしたところでございます。

6ページの第6以下、審査会のご判断が書かれております。8ページになりますが、結論と

いたしましては、教育委員会が対象情報の不存在を理由として複写について否とした本件処分は妥当であるというご判断をいただいたところでございます。このご判断をいただいた後、私たちの判断といたしましては、8ページからになりますが、申立人が請求しております高橋教諭が聞き取りした傷害事件記録とは、平成23年5月4日に金町中学校で起きた傷害事件について高橋教諭が手書きで用紙に書いた20枚程度のメモであること。さらに、このメモは、この事件について1カ月経過した同年6月27日と7月6日、また7月7日に、バスケットボール部顧問の長島教諭等から聞き取りしたものを記録したものであり、備忘録として作成されたものであること、さらに、この当該メモにつきましては、高橋教諭が専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用したものでありまして、また、正確性に欠ける部分もあるために、組織としての利用予定をしていないものであることから、公文書に記録された情報であると言えないという判断をしております。そして、この事件につきましては、当時の金町中学校の麻生校長作成の「事故発生報告について」を公文書として保管しているところでございまして、当該メモについては高橋教諭が自己の所有しているものであり、つまり、当該メモは作成または取得に関与した職員個人の段階のものにとどまることであり、組織として共有情報としての実質を備えた状態とはなっていない。よって、このメモは公文書には該当せず、開示対象に当たらないという判断をしております。

したがいまして、教育委員会といたしましては、この1731号に係る異議申し立てについても、審査会答申を尊重させていただきまして、最初に申しあげました主文のとおり、異議申し立てを棄却するという判断をさせていただくものでございます。

以下、次の資料といたしましては、個人情報保護審査会からの答申がでございます。さらには、そこに至る過程の、こちらから異議申立人に出しました決定通知書、さらには、異議申立人から出されました請求書等も資料としてつけさせていただいているところでございます。

このような決定をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの説明について質問などありませんか。

杉浦委員。

○杉浦委員 質問というか、意見でもよろしいですか。

少子化の時代ですので、ご両親にとりましては、授かった子どもですから、大切な宝物のような存在と思います。今、個人の価値観とかライフスタイル、個々の家庭環境というのは本当に多様化しております。こういった社会状況の中で、今回の議案も、最終的には教育委員会で議決するわけですが、その中で、生徒のことを思うと本当に心が痛みます。いずれにしましても、生徒ご自身が今後心身ともに健康で、安心して学校生活に戻れることを強く願うもので

す。

○委員長 そのほかございませんか。ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 お諮りいたします。

議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第21号「異議申立てに対する決定について」は、原案のとおり可決といたします。

これで議案の審議を終了いたしまして、報告事項に入ります。

報告事項等1「平成25年度葛飾区各会計予算の審査について」、ご説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、報告事項等1「平成25年度葛飾区各会計予算の審査について」、ご説明申し上げます。各会計予算につきましては、昨日閉会をいたしました区議会第1回定例会の予算審査特別委員会で審査をされました。教育費につきましては第4分科会で審査をされたわけでございますが、その第4分科会における各会派の意見についてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

まず、葛飾区議会公明党の意見でございます。

教育総務費では、教職員の精神的ケアを強化充実するよう要望します。また、旧学校施設については、地域の要望もあり、一部活用されていますが、今後は、旧学校単位ではなく、地域の持つ特性や隣接のエリアまで広げた公共施設の計画として提案すべきであり、その実現のためには体制の強化が必要ではないかと考えます。スクールカウンセラー派遣事業については、いじめや不慮の事故など、児童・生徒の心のケアの必要性が生じた際、緊急的なカウンセラーの対応が行われるよう要望します。小学校費では、通学路の緊急合同点検によって指摘された危険箇所の解消を早期に図るよう望みます。ICT活用授業推進では、教員1人に1台のコンピュータを設置し、各教室へのICT環境の整備を進めるとともに、動画や画像をダウンロードするなど、ICT機器を活用した学習の推進をサポートするICTサポート員の増加を望みます。

自由民主党議員団の意見でございます。

教育費について、学校用務員雇上経費は委託と非常勤を組み合わせ、きめ細かく、より安いコストで学校の美化や環境整備を行われたい。体力向上科を導入することにより、教員の実技研修会を充実させ、教員の指導力向上と子どもの持久力向上を強く要望する。旧小学校の校舎については、利用計画をつくり、活用を考えるよう強く要望する。理科教育設備整備費補助

金が大幅に増額されるので、これを積極的に活用し、理科教育設備の充実を図るべきである。地域と学校が協力して学校運営を支援する学校地域応援団は、子どもたちによりよい教育環境を提供するものである。今後もしっかり取り組まれない。葛飾区民としての自覚を促すため、はたちのつどい出演者には、区内出身者や区内在住者を積極的に起用することを望む。給食費の未納については、他の事例を参考に100%の回収を望む。

日本共産党葛飾区議会議員団の意見でございます。

大津市第三者調査委員会報告書から学び、本区の教育行政全般に生かすことを求める。学力伸び伸びプランは、学校長を予算で縛り、教員の締めつけにつながる。就学援助の認定基準を緩和し、学校における貧困を是正すべきである。学校改築に向けた指針は統廃合推進計画であり、撤回すること。今後の学校建替えのための積立基金をふやすことが重要である。都立水元公園は面的汚染が明らかであり、子どもまつりの会場としてはふさわしくない。会場を変更すべきである。「小菅・堀切地域に図書館を」は地域の願いであり、必ず整備するよう強く要望する。にいじゅくみらい公園スポーツ施設を東京理科大学へ優先利用させることは認められない。

次のページ、民主党葛飾の意見でございます。

教育総務費の学習支援講師等、外部人材の活用は再構築を大変評価する。今後は、東京理科大学学生の活用を含めてさまざまな工夫をした配置を求む。こども体力向上プロジェクトは、運動動作改善などの視点も取り入れ、裾野の拡大を望む。学力伸び伸びプランは、柔軟な判断でプランの延長や変更ができるよう求む。本田小学校ICT管理経費は、その成果を着実に波及させるよう望む。学校図書館支援指導員経費は、より一層調べ学習での活用ができるよう蔵書の適切な更新等を求める。サポートチーム指導員やスクールカウンセラー派遣事業は、不登校やいじめ、体罰の原因が適切に報告されず解決されないといったことがないよう、諸課題に関係者が一丸となつての解決を望む。生活スキルアップ指導補助員は、教育を受ける環境の適切な確保を含めた予算拡充を求む。小・中学校の学校給食費は、未納滞納に対する児童手当からの天引き制度の活用等、公平公正な支払い状況を確保するよう望む。

地域政党葛飾の意見でございます。

教育費について、新教育長が就任し、教育委員会組織が大変引き締まった。予算案に、学力向上に加え、体力増強プランの新規事業が盛り込まれたが、大いに期待する。体罰、いじめ、不登校等、抱える課題に懸命に取り組んでいる姿勢が見られる。小学校の学習時間の補教時数が依然としてここ数年減少せず不安であるが、現場管理職への指導、助言をより一層積極的に行うべきである。また、校長、副校長の出張が多いため一考を要する。昨今、全国的に教育委員会の形骸化が問題となっているが、教育委員の学校問題についての委員会での積極的意見を

求める。区民マラソンが新規事業として注目されているが、業務委託、安全安心、健康維持、体力増進、協働等にどのように取り組むべきか、調査、研究を行い、より一層の効果が上げられるよう努力することを期待する。

次に、無所属の意見でございます。

教育費について、スクールソーシャルワーカー（SSW）の1名増は了とするが、次年度以降もさらなる増を希望します。パソコン教室については、小学1年生から授業のマニュアルを作成して行うよう希望します。新たに始める学力伸び伸びプラン等、また、確かな学力の定着度調査結果等、現場と区教委が分析・検証をしてもらいたい。地区図書館については、旧小谷野小学校周辺を検討していただき、25年度中には候補地を決定していただきたい。

続きまして、もう一人、無所属の意見でございます。

教育費については、適切な予算案であり評価するものである。まず、今、社会で大きな問題となっている体罰やいじめなどによる自殺や不登校の防止について、教育委員会初め、教育現場が総力を挙げて取り組んでいただきたい。さらに、教員の質的向上の教育も不可欠である。次に、学校のバリアフリー化については、まず、スロープの設置がいまだにできていないところもあるので、教育委員会が責任を持って指導徹底してもらいたい。中には、せっかくあるスロープを物置にしまったままの学校もあり、理解に苦しむ。また、スロープは可動式ではなく固定式をお願いするものである。次に、学校のエレベーターは現在7校しかないため、さまざまな学校行事に参加したくても、高齢者や障害者には参加できないなどの問題があることをしっかりと理解し、取り組んでいただきたい。あわせて、「葛飾教育の日」は誰もが安心して参加できる学びやであることを切望する。

以上でございます。

○委員長 ご質問等ございませんか。

杉浦委員。

○杉浦委員 各会派からのご意見ということで謙虚に受けとめていかなければいけないと思っております。

私も、この特別委員会、第4分科会を傍聴させていただきました。この中で、既にこれは改善されているのではないかと思う箇所もありました。その認識について、教えていただきたいと思います。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 さまざまな意見が述べられているわけでごさいます、私ども、確かにきちっと取り組んでいるものについても意見としていただいているものもございませけれども、それが具体的にどこかといっても、なかなか申し上げづらいところがございませ。例えば、私の所管

で言えば、自民党さんのほうで学校用務についてのお話をしてございますけれども、こうしたことを取り組んでございますので、さらにそれをきちっとやるように、そういう趣旨で意見を述べているのかなと思ってございます。

○委員長 指導室長。

○指導室長 それぞれ会派からご意見をいただいておりますけれども、まず、公明党の会派からいただいたご意見の中に、スクールカウンセラー派遣事業についてのご意見をいただいております。不慮の事故などのときに緊急的なカウンセラーの対応ということで書いていただいておりますが、今年度もいろいろな不慮のことがございましたけれども、例えば教育委員会の指導室におります巡回型のスクールカウンセラーを、小学校、中学校に派遣されているスクールカウンセラーに加えて緊急時には派遣させていただいているという状況もございます。

次に、自由民主党の議員団からいただきました体力向上に関する教員の実技研修ということでございますが、こちらにつきましても、例えば水泳の指導のあり方とか、体育の授業のあり方について、葛飾区の小学校の教育研究会の体育部とも連携を図りながら、年3回の実技研修を実施しているところでございます。

あと、学力伸び伸びプラン等についてのご意見もいただいておりますけれども、それぞれ会派からご意見をいただきながら、学校の主体性がより生かされて学力向上につながるようなプランになるように、現在、学校とも最終調整を図って、予算のお伝えという段階に入っているところでございます。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、次にまいります。

報告事項等2『葛飾区立学校の改築に向けた指針』の策定報告について、説明をお願いします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それでは、『葛飾区立学校の改築に向けた指針』の策定報告についてでございます。こちらのほうは、3回のご意見をいただきまして、今回また変わったということでご報告させていただくものでございます。

昨年より教育委員会からのご意見を踏まえながら検討を重ねてきましたが、今般、葛飾区教育委員会事務局のほうで、3月26日に教育長決裁をいたしましたので、これをもとにいたしまして、お手元でございますように、平成25年度に入りまして4月の初旬にはこちらのほうの指針を庁議・調整会議のほうに報告をしていきまして、葛飾区全体として動いていくというような形で周知を図りながら、後々の調査委託等を初めとして、これから進めていきたいと考えて

ございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上になります。

○委員長 ご質問等はございますか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 次にまいります。

報告事項等3「平成25年度葛飾区立幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」、お願ひします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、「平成25年度葛飾区立幼稚園・小・中学校の管理職の異動について」、ご報告をさせていただきます。

それでは、資料をごらんいただきたいと思ひます。

平成25年4月1日付の教育管理職の異動についてでございますが、幼稚園につきましては、管理職の異動はございません。

まず、1ページ目、小学校についてお話を申し上げます。

小学校につきましては、校長が25名異動となります。昨年度が15名ということでしたので、小学校校長につきましては、今年度の異動は昨年度より増えているということであります。内訳につきましては、区内からの昇任者が5名、区外からの昇任者が1名、区内の校長の異動者が10名、さらには区外からの校長の異動者が3名、それから現任校での再任用が6名となっている状況でございます。

続きまして、2枚目をおめぐりください。今度は、小学校の副校長でございます。こちらにつきましては23名が異動となっております。昨年度は13名の異動となっておりますので、今年度の異動者は多いということになります。

内訳についてでございますが、区外の主幹教諭からの昇任者が6名、区外の主幹教諭からの昇任者が2名となっております。さらには、区内の副校長の異動が、再任用1名を含んでおりますが、12名の異動となっております。さらに、区外の副校長からの異動者が3名となっているところでございます。

下の段に参考として載せさせていただきましたが、こちらについては転出者のご報告でございます。校長職が2名、副校長職が3名、さらに副校長職から校長職への昇任が2名、指導主事が副校長として1名転出をいたします。

続きまして、3ページ目をごらんください。中学校についてお話をさせていただきます。

中学校でございますが、校長の異動は6名となっております。昨年度は12名でしたので、中学校の異動は昨年度より減っております。区内の副校長からの昇任者が1名、区外の副校長からの昇任者が2名、さらに、区外の校長としての異動が1名、現任校での再任用が2名となっております。

続きまして、副校長でございます。副校長の異動につきましては10名でございます。昨年度が8名ございましたので、こちらはふえているという状況でございます。まず、区外の主幹教諭からの昇任者が5名、区外の副校長としての異動が3名、区外の副校長からの異動が1名。さらには、在外派遣研修終了者の光山副校長が新たに本区の統括指導主事として入ってまいります。

続きまして、参考でございますが、転出者についてご報告いたします。校長職が1名、副校長職が1名、副校長から校長への昇任が2名、主幹教諭から他区市への副校長への昇任が2名、さらに主幹教諭職への降任が1名おります。

報告は以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等4「平成25年度葛飾区青少年健全育成基本方針について」、ご説明をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、報告事項等4「平成25年度葛飾区青少年健全育成基本方針について」、ご説明させていただきます。

去る2月15日ですけれども、教育委員会からは松本委員長と塩澤教育長にご出席いただきまして、区長を会長とする葛飾区青少年問題協議会が開催されました。その審議のもとで平成25年度の基本方針を決定し、今回お配りしました若草色の冊子としてまとめたものでございます。平成25年度につきましては、1カ所新たに加えた部分がございますけれども、それ以外は、昨今の社会情勢等を踏まえた表記にする、あるいは、よりわかりやすい表記にする、統一した表記にするという観点から、文言整理を中心に行ったものでございます。

それでは、お手元の冊子の5ページをお開きください。上から3行目のところ。「(5)いじめ、不登校への対応」のところに、昨年7月に発覚した他自治体での事件などを踏まえて、基本的な取組姿勢を明確化し、①として新たにつけ加えたものでございます。従前の事項はそれに伴いまして②以降に掲載するという形になっております。

また、お戻りいただきまして、1ページの「I 趣旨」のところでございます。ここの真ん中に文言整理の部分の例がございます。第3段落目の3行目、「インターネットや携帯電話の普及に伴い」というところで、従前「インターネット上の」としておりましたが、パソコンだけでなく、スマートフォンも含めた携帯電話の普及という状況もございますので、その辺に言及いたしました。それから、その1行後の「さらに」の後ですけれども、先ほどの5ページと同様に、他自治体の事件を踏まえて「いじめを起因とした痛ましい事件や」という表記にいたしました。

また、ちょっと飛びますけれども、7ページの真ん中より下のところ、「(7) 有害薬物の乱用防止」の①でございます。「覚せい剤や違法ドラッグなどの」ということで、近年多くなっております合法ハーブや合法アロマなどと称して販売されております、いわゆる脱法ドラッグについての表記を「違法ドラッグ」という形で加えさせていただきました。逆に、従前、「シンナー、トルエン、ライター用ガス、せきどめ薬」という表記がございましたが、薬物乱用防止協議会、あるいは警察から、近年そういう使用実態はあまりないというご意見もいただきましたので、その辺を削除してこうした表記に改めたものでございます。

こうした文言整理などを行いまして、今回お配りした冊子として整理したものでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私もこの協議会に参加しましたので、一言申し上げます。

今、課長が言われたように、区長を会長として、青少年の育成にかかわる各団体や学校の代表が来て、熱心に協議がされました。今言われたように、5ページの①に「いじめ」というのを新たに入れて、しっかりいじめをなくしていこうということが協議されました。いじめの定義とか、いじめの発見のポイントという資料を出して、教育委員会から参加者の方々にも説明をして、強調して話されました。

そこで感じたことですけれども、子どもたちは、区内の関係団体、学校、皆さんが協働して連携してやっっていこうという雰囲気が出ておりましたので、ご報告したいと思います。

以上です。

ほかによろしいですか。

竹高委員。

○竹高委員 ここからちょっとずれてしまうかもしれないのですがけれども。

8ページの「自転車事故の防止」というところを読ませていただくと、「自転車事故の増加

や」というところがあるのですけれども、法律が改正されてから、子どもであろうが、老人であろうが、自転車に乗っている方は車両として見なされているので、ここの部分の子どもたちの曖昧な自転車のルールについての部分がすごくあると思います。車と事故を起こしたときにも、車両として存在しているので、交通ルールを守っていなければ車と同じだけの刑罰が加えられるという形になっていますので、各小学校、中学校はその部分の啓発に力を入れていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 こちらについては、自転車事故は、被害者ではなくて加害者になってしまう可能性があることは私たちも非常に心配をしているところでございます。私たちのほうも、生活指導についてということで学校のほうに自転車の安全ということを通知はしておりますけれども、4月には小学校、中学校ともにまた保護者会が開かれますので、そこでどの学校でももう一度「加害者になり得るんだ」ということで、自転車の安全な運転。それから気になるのは、子どもたちはヘルメットをかぶっていないという状況もありますので、そういうけがの防止についても再度確実に周知させていただきたいと思っております。

○竹高委員 よろしくお願いたします。

○委員長 よろしくお願いたします。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 次にまいります。

報告事項等5「平成24年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」、説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等5「平成24年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」、ご報告申し上げます。

これは、去る2月14日、教育委員長を選考委員長としました選考委員会において選考された内容でございます。

まず、表彰の目的でございます。葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をした者を区長が表彰するということでございます。

推薦団体は、ごらんの葛飾区体育協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会、葛飾区教育委員会以上3団体でございます。

推薦基準といたしましては、(1)「体育功労者」でございますが、区内においてスポーツ・レクリエーション活動の指導、組織化に努力、または諸条件の整備に貢献、スポーツの普及・

発展に著しい功績のあった者としてございます。

(2)「社会体育優良団体」につきましては、区内においてスポーツ・レクリエーションの普及・発展に貢献した団体ということで、団体設立後5年以上が経過し、年々体育活動が向上していると認められる団体であるということが必要条件となっております。

それでは、1枚お開きいただきまして、別紙1をごらんください。

功績等が表になってございます。まず、番号とお名前と推薦団体についてのみ読み上げさせていただきますまして、功績についてはごらんいただければと思います。

まず、体育功労者表彰でございます。1、小野征夫さん、軟式野球連盟。2、安達明さん、軟式野球連盟。3、二瓶恭通さん、ソフトテニス連盟。4、香取由美子さん、バドミントン協会。5、柳田明雄さん、柔道連盟。6、富樫和子さん、弓道連盟。7、麻績隆二さん、水泳連盟。麻績さんにつきましては、ロンドンオリンピックに出場されました渡部香生子さんの主任コーチということでございます。8、清水忠さん、スキー連盟。9、大畑学さん、バスケットボール連盟。10、三輪貢久さん、ラジオ体操連盟。11、河口善美さん、合気道連盟。12、岡本昇さん、ソフトボール連盟。13、矢部源子さん、少年軟式野球連盟。14、平林実さん、少林寺拳法連盟。15、岩田泰子さん、ゴルフ協会。16、小山信明さん、教育委員会推薦、小学校体育連盟で現白鳥小学校校長でございます。

加えまして、社会体育優良団体でございます。こちらにつきましては、JSS立石ダイワスイミングスクールを今年度表彰することになりました。推薦団体につきましては、水泳連盟から。こちらの立石ダイワスイミングの代表取締役・佐藤哲也マネージャーにお越しいただく予定であります。こちらもオリンピックに出場する快挙ということで表彰してございます。

もとの用紙にお戻りください。こちらにつきましては、平成25年4月14日日曜日、葛飾区民体育大会総合開会式の席上において表彰することとなっております。

ご報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

面田委員。

○面田委員 区民体育大会に行きますと、本当にたくさんの方々に参加をして、そして生き生きと活躍している姿を見まして、裾野が広がってきているなといつもうれしく思うのです。今回、社会体育優良団体が入っているということがすごくよかったなと思いました。今まであまりなかったように思います。個人の活躍はもちろんだけれども、こういうふうに区民に広くかかわってきている団体がここで推薦されたということは、同じように団体に頑張っている人たちの励みにもなるのかなと思いました。葛飾区はこういうスポーツにも力を入れている区ですので、改めてこういうことをよかったなと思います。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。

社会体育優良団体につきましては、ここ数年、推薦の候補がなかなか見つからなかったということで、この制度自体がどうなのかということもございましたが、今回、渡部香生子さんのオリンピック出場をもとに、それを支えている、指導している団体自体を表彰すべきではないかというご意見が出ました。こちらにつきましては、確かに民間のスイミングスクールということではございますが、実績等を考えると、これは表彰に値するという事で選定されたということでもあります。今後ともこのような団体につきまして表彰を続けていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○面田委員 よかったです。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、これで了承ということで、次にまいりたいと思います。

報告事項等6「セカンドブック事業について」、報告をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等6「セカンドブック事業について」、ご報告させていただきます。

今年度、新規事業として実施させていただくものでございます。

1「目的及び概要」でございます。ブックスタート事業を契機とした読み聞かせの習慣を継続させ、子どもに読書の習慣を身につけさせるとともに、図書館の利用促進を図り、図書館で実施する「おはなし会」「絵本読みの会」などの行事に参加していただきまして、セカンドブックとして3歳児に適した絵本及びリーフレットを手渡し、絵本の楽しさや大切さを説明してまいります。

次に、3「対象」でございます。葛飾区に住民登録があります3歳児でございます。平成25年度につきましては約4,000名を見込んでございます。

4「実施方法」でございます。3歳児健診のご案内の発送時に、小さい引換券ではございますけれども、同封させていただきます。受け取った保護者は、引換券と母子手帳をご持参の上、図書館に来館していただきまして、行事に参加していただき、絵本を受け取っていただくということでございます。直接、引きかえ券を健康診断の案内に同封させていただくということで、公平に、そのように図書館で絵本を差し上げるということを周知することができます。また、郵送料につきましても、保健所との連携により図書館等での追加負担はございません。そういった面も連携してやってまいります。

5「配布する絵本」でございますけれども、ごらんとおりの5種類でございます。

6「配布場所」でございますが、区内の全図書館、地区図書館も含めた12か所でございます。

7「開始時期」でございますけれども、ごらんのとおり、平成25年5月より開始させていただきます。保健所のほうの健康診断の案内は毎月発送するようでございます。4月生まれの方については4月の初旬にそれをお送りし、実際に健診は5月に来ていただくということです。図書館につきましても、新年度に入りまして、図書の購入等の準備をしまして5月から始めさせていただきますということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

竹高委員。

○竹高委員 セカンドブック事業、前回聞いたときもとても素晴らしいなと思って聞かせていただきました。ブックスタートのときにも、この配布する絵本のほうが2種類か3種類と、最初のころはとても限定されていたのですけれども、その後、その本をお持ちだという方には別の本にチェンジすることができたのです。この5種類の本は、絵本を読み聞かせようという保護者の方は皆さんお持ちになられている絵本のように感じるのですが、もしもお持ちだった方の場合は臨機応変に対応されるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 実際の現物がこれです。日本の絵本ですとか世界の昔話とかいろいろあるのですけれども、確かにそういう方はいらっしゃると思います。いろいろ対応しているのですけれども、担当のほうぜひ薦める本ということで、当然、これで終わってしまうものではなくシリーズ物でどんどんあるのですけれども、結論といたしましては、今年度につきましてはこの中で。愛着を持って、確かに、傷んでしまったものを取りかえるようなことになってしまう場合もありますけれども、そういった要望が強ければ、今後はちょっと検討させていただきたいと考えてございます。申しわけございません。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 ブックスタートを、私、何年かボランティアでやらせていただいていたのですけれども、それぐらいのお子さんが喜んで読む本というのは意外に限定されてしまっていたりするものなので、見ている中で、これを全部お持ちではないかもしれないのですけれども、ほとんどはお持ちという方もいらっしゃるようには思います。もし次年度も続けていけるものであれば、半分ぐらいこれでご用意して、後の部分は後から追加で注文という形がもしできるのであれば、その余裕を持っていただけると。図書館員の方に見れば、この3歳児の方にお薦めする本というのはもっともっとたくさんあると思いますので、ぜひそういう形で臨機応変にし

ていただけるようですと、もっともっとそこが広がり、配布されたときにこの5冊から限定と言われると、多分、足が遠のいてしまう方も中にはいらっしゃるのかなど。区内の中で近くに図書館がないと、3歳のお子さんを連れていかない方というのは多いと思うのです。その中で、そういうイベントがあるからということで、ふだんから絵本を読んでいる方でも行けるということも中には出てくると思いますので、ぜひそういうきっかけになれるような形で進めていただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 貴重なご意見ありがとうございます。実施に当たりましては、形式的なペーパーでのアンケートとかではなく、また、聞き込みによりアンケート、いろいろいただきながら、そういった内容を今後の事業の継続におきまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしく申し上げます。

杉浦委員。

○杉浦委員 ブックスタートは平成17年8月にスタートした事業と記憶しています。当時、子ども読書活動推進計画に基づいて行ったわけです。たしか、当時、保健所、図書館、児童館、そういうところと連携をして始めた事業と思います。今回、セカンドブック事業ということで、ブックスタートで本と出会った乳児が成長するにしたがって、豊かな心を育成し、大事な成長期の3歳児に推進することに、私はすごく期待しています。読書の楽しさもしっかり体験し、保護者への働きかけも行って、いつでもどこでも身近に本がある子どもの読書、読み聞かせ等と一緒に読書習慣を形成するために、環境整備をすることで、乳幼児、未就学時までずっとつながるわけです。そして、この事業に関してはプロセスも大事だと思っています。ここに現在の対象者が4,000名とございますね。では、ブックスタートの対象者が何名で、利用なさった方がどのぐらいいらっしゃるのか。今回、図書館に行ってセカンドブック事業を利用する人をどのぐらい想定しているのか。3歳児を持つお母さんに産後うつ、児童虐待が見える時期でもあります。ですので、この事業を推進する際、図書館に直接出向いてくださる方はよろしいのですが、行かない人、行かれない人をチェックできるようなシステムができれば、保健所と連携してより充実したセカンドブック事業になると思います。その辺は、図書館長はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 まず、ブックスタートのデータでございますけれども、数的には、実際に職員もしくはボランティアさんが保健所に出向きまして配布しておりますので、年度ごとのデータはきちんととってございます。数字につきましては、平成23年度の実績で3,612名に手渡し

ました。中央図書館、各地域図書館、108回実施いたしまして、そういった数字でございます。

また、来ない方へのフォローということなのですが、住民登録のリストか何かとぶつけながらやるということも確かに必要であり、重要なことかも知れませんが、実際に図書館としましては、データは保健所で持っているのですけれども、そのデータを全く関与せずを送ってもらい、送ったものを受け取った方が、母子手帳というよりも、あげたかあげないかをちょっと印をするだけなのですけれども、そういったことに使わせていただいております、細かい個別の管理は今のところ予定はしていません。そういった意向も踏まえて、対応できるかどうかはちょっと検討させていただきたいと思っております。

あと、割合です。実際に他自治体等から教えていただいたデータの内容ですと、区内では新宿区と北区が実施しておりますが、約7割の方が取りに来られているという状況でございます。そのほかにも、三島市とか富士市、小諸市、山梨県ですと中央市、それから千葉県船橋市といったところもやっているようでございますが、情報をとれる範囲内で確認しますと、7割ちょっとという状況でございます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私も、この試みは大変素晴らしいと思います。初めてやるわけですから、いろいろ見えない部分も多いかと思いますが、これを毎年続けていくのかどうか。

それからもう一つ、この3歳児を選んだというのは、私は年齢的に大変いいのではないかと思います。3歳という、いろいろ自我が芽生えるころですし、あまり遅くなってからやるよりも、3歳を選んだのはいいのかなと思います。

それと、区内全図書館12カ所で、年間、大体どのぐらいの割合でやっているのか。

それから、今、3歳児健診は月に1回ぐらい各保健所とかセンターでやっていると思うのです。これに当番で行くのですけれども、天気の悪い日とかそういう日は非常に少ないのです。やはり晴れている日が多かったり、いろいろばらつきがあるのですけれども、そういうような対策。例えば何日か日にちがあるとか、そういうことをしているのかどうか、ちょっと伺いたします。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 4点ほどご質問いただいたと思うのです。

毎年実施するのかということにつきましては、今年度、新規事業として始めました。図書館としては、当然、検証なりもしていきますけれども、すぐやめるような事業というふうには考えてございません。

次に、3歳児を選んだ理由は、お褒めの言葉をありがとうございました。3歳児を選んだ理

由をちょっと報告してよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○中央図書館長 乳幼児期は、言葉や心が育つかけがえのない時期でございます。特に好奇心旺盛で感受性豊かで、人生の中でも絵本やおはなし会を楽しむことができる「読み聞かせ黄金期」と言われております。本が好きになる根っこが育つ時期ということでございます。2歳近くになりますと、短いものならストーリー性を追って楽しめるようになり、3歳ごろから少しずつ長めのお話とか絵本といった物語に集中でき、この世界を存分に楽しめるようになれると言われております。そういったところから3歳児が適しているということで考えたものでございます。

次に、12カ所の割合ということでございます。何月に生まれたお子さんが何人いるかなので、そんなにばらつきはないと思いますので、特に課題ではないと考えてございます。

また、3歳児健診の案内を自宅に発送して、これをお持ちになって図書館で絵本をお渡しする。健診は月1回とかであろうと、健診の場で渡すものではなく、この裏面に各図書館での絵本読みのご案内、例えば第1土曜日ですとか第3土曜日ですとか、第何水曜日だとかいう案内があるのですけれども、そのときに来ていただければ、行事に参加していただき、そういう楽しみも味わっていただきながら絵本を渡す。ただ、単体で、そういった行事がないときに来ていただきましても、個別に絵本のご説明を簡単にさせていただきながら、ご希望の絵本を差し上げるというものでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、この子は何日の何時にいらっしゃいとか、そういう枠はないのですか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 そういった枠はございません。図書館があいている時間であれば、いつでもお越しいただいて対応します。児童室というのは6時までなのですが、中央ですと10時までやっています。小さいお子さんを連れて10時ということはあまり考えにくいですが、対応ができるように取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 初めての事業ですけれども、よろしくお願いいたします。

報告事項等7「デジタル地域資料の公開について」、説明をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 続きまして、報告事項等 7 「デジタル地域資料の公開について」、ご報告させていただきます。

まず、1 「内容」でございます。図書館では、地域資料などの貴重な資料の劣化や散逸を防ぎ、長期にわたって保存を行うために、葛飾区ゆかりの作家の自筆原稿を初め、行政資料、地域の歴史を知るための地域資料等のデジタル化を行いました。その内容を「かつしかデジタルライブラリー」と名前をつけまして、幅広く公開、発信することで多くの方に知っていただき、資料の幅広い活用につなげるとともに、地域への関心と理解を高めていくものでございます。

2 「公開時期」でございますけれども、来週の月曜日、4月1日からでございます。

3 「コンテンツ概要」でございます。1枚おめくりいただきまして、2枚目の「かつしかデジタルライブラリーコンテンツ概要」でございます。文字だけ書いてあって非常にわかりにくいのですが、一番上の0「地域資料（webサイトトップページ）」ということで、「葛飾コレクション」から「葛飾百科」まで載っております。これをイメージするのが、隣の1ページの裏面、1「インターネット」の葛飾区立図書館。家庭でのインターネットからも入れる通常のホームページでございますけれども、ここの上のバナーの下に「デジタル地域資料ここからご覧ください」と書いてございますが、ここからも入れます。

次に、右に戻っていただき、1「デジタル地域資料（専用端末トップページ）」でございます。この1-1から1-3「デジタル地域資料検索」までございますけれども、このページをイメージしたものが隣のページの専用端末でございます。この専用端末につきましては、中央図書館に4台しかございません。専用端末ですと全てのページを見られるのですが、上のインターネットですと、さわりの部分しか見られないという状況でございます。簡単に申しますとそういうことでございます。

次の2「葛飾コレクション」。3「葛飾区の目録」。4「葛飾ゆかりの人（21名）」は、青木正美さんを初めとした葛飾ゆかりの方を載せてございます。5「葛飾百科」につきましては、新たにつけ加えたものではないのですが、昨年来からそういったものを整備しております、それにリンクを張ったようなものでございます。

また1枚目にお戻りいただきたいと思っております。4「閲覧可能機器」でございます。（1）インターネットPC。これは先ほどのホームページから入るもの。（2）といたしましては、館内OPAC。図書館内にどのような本があるかという検索機器がございます。例えば「愛」と打てば、「愛」を含む名目の本がいろいろ出てくるのですが、そういった検索の中からもごらんいただくことができます。（3）の館内閲覧用専用端末につきましては、4台しかございませんが、中央図書館で閲覧ができるものでございます。なお、許諾のとれたものというこ

とになりますので、そこはそういったものでございます。

5「デジタル化資料総計」でございますけれども、25年4月1日現在で約1万9,000枚ということでございます。今後、こういったものをどんどん追加してまいります。また、平成25年につきましては、栗本薫さんのご遺族により、先日、5,000枚の追加自筆原稿を寄贈いただきましたので、一般公開に向けて準備をしてまいります。

6「周知方法」でございますけれども、(1)(2)(3)とございます。いろいろな方法を使って幅広くPRしていきたいと思っております。また、3月22日でございますけれども、東京新聞の一番後ろの面の全国版のほうにも掲載していただきました。なお、この資料の2枚目の後ろの白黒の自筆原稿、また、3枚目の「かつしかデジタルライブラリー こんな画像を公開します！」という白黒の資料がわかりにくかったもので、本日、カラーのものをお配りさせていただきました。こんなイメージでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○委員長 質問等ございますか。

面田委員。

○面田委員 すごいことだなと思いつつ今見ているのです。ということは、図書館に行かなくても、家にいて、こういう葛飾区にかかわるいろいろな人たちの原稿とか資料といったものを全部見ることができるということですね。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 図書館内の専用の端末ですと、承諾いただいたものを全件見られるのですが、家のホームページですと、当然、区民も見られますし、全国からも見られるのですが、狭めて、1枚、2枚、3枚とか、さわりの部分だけなのですね。物によって若干違うのですが、自筆原稿ですと、栗本薫さんのご遺族から承諾を受けられますので、いろいろなタイトル別に3から5枚程度見られる。ただ、そのほかに、「葛飾フォト・コレクション」「色紙コレクション」。色紙ですと、色紙をいただいた方の承諾がいただければ公開できますし、「私は図書館の専用端末では見ていいけれども、どこからでも見られるインターネット上では掲載をしないでほしい」とか。そういった著作者の了解がとれたものについては出すということでございまして、さわりの部分のイメージは見られるのですが、全体は家からのホームページでは見られません。

わかりにくくて申しわけありません。

○面田委員 それ为原则として3から5枚公開予定という部分になるわけですね。

もう一つ伺いたいのは、それはいつでもずっと同じなのですか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 当然、データは追加してまいりますので、要らなくなって削除しない限りはずっと残ります。

○面田委員 新しいのがまた入ってくるのですか。

○中央図書館長 いろいろなものをどんどん追加してまいります。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 議会からの要望も実現して、良かったと思います。他の自治体で始めているところもあります。スタートするにあたっては、著作権等に気をつけておいでになると思いますが、年数を重ね、将来において問題が生じないよう、特に著作権に関しては十分に配慮していただいて、この制度が区民に喜んでいただける事業であるということをよくお願いしたいと思います。

5の下のほうに「著作権許諾により件数の変更があり得る」とございますが、これは、今、提示した中でもあり得るということでの解釈ですか。それとも今後のことですか。教えてください。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 総枚数で1万9,280枚を今年度平成24年度中にとりあえずデジタル化をしました。その後、許諾を同時並行でやっているもので、ここの枚数よりも若干減るという意味でございます。今後追加するものはその文章の中には入れてございません。

○委員長 面田委員。

○面田委員 もう一つ聞きたいのですが。

内容はよくわかったのですが、この目的というか。デジタル地域資料の公開の内容はよくわかったのだけれども、これは、地域資料をデジタル化するというのが目的であって、そしてそれを区民の皆さんに、こういうものがありますよ、家からでもあければわかりますと。その辺のところを聞きたいです。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 もともとでございますけれども、今回のきっかけは、中央図書館周年記念に葛飾区立図書館所蔵の葛飾コレクション図録をつくりました。冊子を持っていないで申しわけないのですが、中身は、葛飾の歴史ですとか、葛飾の産業、文化、芸能といった内容になっています。この中に自筆原稿・原画という項目がございまして、栗本薫さんの原稿などもございました。「追加でいただけないか」ということを図書館から相談いたしましたところ、「そういうことであれば、いっぱいあるので、ぜひ図書館で保存してほしい」と。そういったことがきっかけで、紙であれば当然傷みますし、皆さんにお見せすることができません。そこで、デジタル化をすることによって皆さんに見ていただき、長期にわたって保存できるということが

きっかけでございます。そういったところから「かつしかデジタルライブラリーコンテンツ」としてつくり上げたものです。

○面田委員 そういふことなのですね。わかりました。では、保存をちゃんとしておくことが目的であって、そしてそれを皆さんにもと。よくわかりました。

○委員長 よくわかりましたということで。

○面田委員 勉強します。

○委員長 これで報告事項等を終わりにします。

ここで、教育委員の皆さんから何か発言がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、続いて、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、1「資料配付」でございます。「4月行事予定表」、それから「みんなの生涯学習」第111号をお配りしてございます。

裏面でございます。2「出席依頼」でございます。今回、1件でございます。4月14日日曜日、総合スポーツセンター体育館で開催されます第66回区民体育大会総合開会式でございます。これは松本委員長にお願いをいたします。

次回の教育委員会でございます。4月12日金曜日、午前10時からでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

以上で、平成25年教育委員会第3回臨時会を終了いたします。

閉会時刻 11時20分